

# 令和6年度監査報告書

## 第1回定期監査

総務部

【秘書課】

【契約管財課】

【職員課】

【防災安全課】

【課税課】

【納税課】

令和6年12月

国分寺市監査委員

# 令和6年度第1回定期監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

## 第2 監査の対象事務

総務部（秘書課、契約管財課、職員課、防災安全課、課税課、納税課）における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び総務部の事務の執行について

## 第3 監査の範囲

令和6年度（令和6年4月1日から令和6年8月31日まで）の執行分  
現金及び郵券等については、現地調査日までを対象とした。また、令和6年度に実績のない事業等については、令和5年度以前を対象とした。

## 第4 監査の実施期間

令和6年9月2日から令和6年12月23日まで

### 現地調査

実施日	監査対象所管
令和6年10月7日	納税課、秘書課
令和6年10月8日	職員課①、防災安全課
令和6年10月9日	課税課
令和6年10月10日	契約管財課、職員課②

## 第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定、徴収、現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 事業管理は関係法令等に基づき適正かつ有効に執行されているか。

- 5 文書管理、個人情報管理は関係法令等に基づき適正に管理されているか。
- 6 公印、備品、郵券、現金の管理は適正になされているか。
- 7 車両の安全運転管理、施設の安全管理は適正になされているか。

## 第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面監査、現地調査を行い、所管部課職員からの説明聴取、講評時の弁明及び意見聴取により監査を実施した。

## 第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し、国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部改善を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

### 1 資金前渡を受けた現金の管理について（防災安全課、課税課、納税課）

資金前渡を受けた現金について、国分寺市会計事務規則（昭和39年規則第9号）第74条に規定する現金出納簿が作成されていなかった。適正な措置を講じられたい。

### 2 委員等の委嘱手続について（職員課）

産業医及び特別職報酬等審議会委員の委嘱手続において、委嘱予定者から提出された承諾書に收受印の押印をせず、かつ文書の收受自体を行っていないかった。国分寺市文書管理規則（平成12年規則第30号）及び国分寺市文書管理規程（平成元年訓令第3号）に基づき、適正に文書の取扱いをされたい。

### 3 職員労働安全衛生管理業務について（職員課）

国分寺市職員労働安全衛生管理規則（昭和63年規則第7号）第15条第2項で、「産業医は毎月1回以上作業場を巡回する」と規定しているところ、実態は年1回の実施となっていた。また、同規則第25条で、「事業場安全衛生委員会は毎月1回以上開催する」と規定しているところ、実態は年3回の開催となっていた。同規則に基づき、適正に事務を行われたい。

### 4 防犯カメラの設置運用基準変更届について（防災安全課）

防犯カメラの設置運用基準変更届が、届出の内容の変更日以降に提出されていた。国分寺市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則（平成27年規則第88号）は、届出の内容を変更しようとする日の14日前までに市長に届け出ることを規定しているため、十分に確認し事務を行われたい。

5 消防団運営交付金について（防災安全課）

国分寺市消防団運営交付金実績報告書の作成後に、各分団において支出に係る領収書が破棄されていた。領収書は、実績報告書の内容を証明する後日の証拠として必要なものであるため、実績報告書の保存年限である5年間は破棄せず適切に保管するよう、各分団に指導されたい。

6 税の二重納付に伴う還付について（納税課）

固定資産税現年課税分について、納付者より口座振替解除の申出を受理していたにもかかわらず、解除の手続を失念し、口座振替及び納付書による二重の納付を受け、還付を行っていた。課内のチェック体制の強化に努め、再発防止の徹底をされたい。